

高速観光船「ななしま3（仮称）」指定管理者募集要領

1 対象施設の概要

ななしま3（仮称）の詳細については次のとおりである。

(1) 名称 高速観光船「ななしま3（仮称）」

(2) 用途 交通船

(3) 航行区域等 沿海

(4) その他

① 規模

ア 総トン数 19トン

イ 長さ（全長） 20.80m

ウ 幅 4.40m

エ 深さ 1.60m

オ 吃水 0.90m

カ 速度 最大航海速力 27.0ノット 航海速力 25.0ノット

② エンジン

ア 主機関 立形単動4サイクル直接噴射式過給機付水冷ディーゼル機関
ヤンマー 6GY135W（最大735ps×2基）

イ 主発電機 YMGN20B(4JHL-TN) 1基

ウ 主要装備品 レーダー、GPS、双方向無線電話、簡易型AIS、衛星電話、
船内監視カメラ、空調設備、救命浮器、船用インターネット通信機等

③ 旅客定員

12名（最大26名）

④ 剥行日

令和7年3月（予定）

⑤ 運営に関する事項

ア 航路 不定期航路（鹿児島～屋久島～十島村～奄美大島）

イ 母港 十島村内の漁港及び港湾

2 管理業務の範囲

(1) ななしまの利用の許可に関する業務

(2) ななしまの利用に係る利用料金の徴収に関する業務

(3) ななしまの維持管理に関する業務

(4) ななしまの運航に関する業務

(5) 前各号に挙げるもののほか、当該施設の管理及び運営に関する事務のうち、村が必要と認める業務

3 申請受付期間及び提出先

(1) 受付期間

令和6年11月5日から令和6年11月20日まで。ただし、土、日及び休日は除

(2) 提出先

〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号 十島村役場地域振興課

4 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金は、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例の範囲で指定管理者が定めることができるものとする。但し、あらかじめ村長の承認を得なければならない。
- (2) 利用料金は指定管理者の収入とする。ただし、そのうちの1／2は十島村の収入とする。

5 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 申請できるものの資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。個人での応募は不可。

- (1) 法律行為を行う能力を有する者
- (2) 破産者でない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に該当しない者。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な能力を有すること。
- (7) 運航に従事する者が、小型船舶免許1級及び海技免状（機関）を有すること。
- (8) 運航に従事する者が、村内のななしまの係留港（母港）のある島に住所登録できること。

7 選定の基準

(1) 審査

指定管理者の選定にあたっては、村指定管理者審査委員会にて審査する。

(2) 審査基準

- ① 施設の効用を最大限に発揮するとともに、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、または確保できる見込みがあること。
- ③ 施設の管理に係る経費について、村が管理する場合に要するものと同等以下で管理することができること。

- ④ 十島村の特性を十分に認識し、施設の管理運営上、村長等が特に必要と認めるものであること。

8 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出していただきます。なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定管理者事業計画書（様式第2号）<収支計算書及び要員配置計画書含む>
- (3) 団体概要、定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (4) 法人あたっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の全事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請書を提出する日の属する全事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
- (7) 納税証明書
- (8) その他村長が必要と認める書類

9 申請に係る経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とする。

10 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかつたとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、不適当と認められるもの。

11 質問等の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年11月5日（火）から令和6年11月20日（水）まで
(ただし、土・日・祝祭日は除く午前8時30分から午後5時まで)
- (2) 受付方法 電話、文書（任意様式、ファックス含む）
- (3) 受付先 〒892-0822 鹿児島市泉町14番15号
十島村役場地域振興課人口対策室
TEL 099(222)2101
FAX 099(223)6720

12 指定管理者選定後の手続等

(1) 指定の議決

直近の村議会における地方自治法第244条の2第6項の議決があったとき、選定者を指定管理者に指定する。

(2) 協定書の締結

指定を受けた団体は、次の事項を定めて、十島村と施設の管理に関する協定を締結する。

- ① 指定期間にに関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 管理基準に関する事項
- ④ 利用料金に関する事項
- ⑤ 事業報告及び業務報告に関する事項
- ⑥ 村が支払うべき管理費用に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ 管理業務に個人情報の保護に関する事項
- ⑨ その他村長等が必要と認める事項

13 指定の取り消し

指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にできないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は協定を解除することとする。

14 その他

- (1) 申請者から提出された書類は返却しない。
- (2) 申請者から提出された書類は必要に応じて複写する。
- (3) 申請者から提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。
- (4) 本要項に定める事項以外については、別記1の仕様書に記載するものとする。

十島村高速観光船「ななしま 3（仮称）」指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、十島村高速観光船「ななしま 2」の設置及び管理に関する条例（平成 22 年条例第 21 号。以下「条例」という。）及び条例施行規則に定めるものの外、指定管理者が行なう十島村高速観光船「ななしま 3（仮称）」（以下「ななしま」という。）の業務の詳細について定めることを目的とする。

2 管理の基準

(1) 運休日

- ① 船舶の定期検査等によって運航を中止するとき。
- ② 村長の許可を得たとき。

(2) 運航時間

日の出から日没までとする。ただし、乙が高速船の運航上支障が無いと認めたときは、運航時間を変更することができる。

(3) 利用の制限

条例第 6 条に規定する場合には、ななしまの利用を許可してはならない。

(4) 個人情報の取扱い

個人情報の取り扱いについては、十島村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 13 号）第 13 条の規定を遵守すること。

(5) 指定管理者が行なう管理基準（予定）

- ① 条例、同施設規則及び関係法令（海上運送法、船員法、船舶安全法等）に基づき適切な管理を行うこと。
- ② 村民の福祉の向上に寄与すること。
- ③ 村の行政の利用による運航を優先させること。
- ④ ななしま利用者の平等を確保する。
- ⑤ ななしま利用者に対しては、親切丁寧を旨とし、対応に十分注意する。
- ⑥ ななしま利用者の安全確保を第一とする。
- ⑦ 適宜巡回し、利用状況の適否等につき監視するとともに、不審者や徘徊者等の発見及び排除に努めること。
- ⑧ 施設及び設備等について定期的に点検し、修理や取替え等について適切な措置を講じる。
- ⑨ 適切な広報を行なうなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- ⑩ ななしま利用者のサービス向上に努める。
- ⑪ 個人情報の保護を徹底する。
- ⑫ 情報公開を積極的に推進する。
- ⑬ 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、十島村と協議する。
- ⑭ 災害緊急時の体制を確保する。

(6) その他

その他管理の基準に関する細目事項は、協議の上、協定で定める。

3 法令等の遵守

ななしまの管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければなら

ない。

- (1) 地方自治法及び同施行令
- (2) 条例及び同施行規則
- (3) 十島村公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び同施行規則
- (4) 海上運送法、船員法、船舶安全法等
- (5) 十島村個人情報保護条例及び同施行規則
- (6) 十島村情報公開条例及び同施行規則
- (7) その他管理運営を適用される法令で、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い費用が発生する場合は、十島村と協議する。

4 業務の内容

- (1) 施設の利用に関すること。

条例及び同施行規則に基づき、利用許可等を行なうこと。

- ① 利用の許可（条例第5条）

ア ななしまを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

① 指定管理者は、ななしまの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

- ② 利用の不許可（条例6条）

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ななしまの利用を許可してはならない。

ア その利用がななしまを損傷し、若しくは損傷するおそれがある行為又はその機能を妨げる行為をするとき。

イ 爆発物その他危険物の持込み及び保管をするとき。

ウ 利用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。

エ 利用者がこの条例の規定又は、指定管理者の指示した事項に違反したとき。

オ 前4条に掲げるもののほか、ななしまの管理運営上特に必要と認めたとき。

カ 悪天候により運航が困難なとき。

- ③ 利用許可の取消し等（条例第6条）

指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取消すことができる。

ア 利用の許可条件に違反したとき。

イ 利用料金を納付しないとき。

ウ この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

別記2の経費等分担表による。

- (3) 事業運営に関すること

- ① ななしまの管理運営を行なう事業計画書により実施すること。

- ② 利用者の利用実態を十分把握し、事業の計画及び実施に反映させること。

- (4) 管理運営のための体制の整備に関すること。

- (5) 従業員の雇用等に関すること。

- ① 管理責任者を1名配置すること。また、管理運営に係る全従業員（臨時員含む。）

の勤務形態等については、法令に基づくとともに管理運営に支障のないように配置すること。

- ② 従業員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。
 - ③ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制に必要な業務を実施すること。
- (6) 利用料金に関すること。
- ① ななしまの利用料金については、十島村高速観光船「ななしま2」の設置及び管理に関する条例第7条に定める範囲内とし、その料金は前納にて徴収する。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。
 - ② 利用料金を徴収する場合に、利用料金の減免、利用料金の返還その他利用料金の徴収に関する業務を行うこと。
 - ③ 利用料金の1/2は、指定管理者の収入とする。ただし、そのうち1/2は十島村の収入とする。
- (7) 利用者の安全の確保に関すること。
- ① 利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアル（安全管理規定等）を作成し、従業員を指導し、万一に備えて従業員を訓練すること。
 - ② 緊急対策、防犯・防災対策等を確保するための各種マニュアルを作成するとともに、従業員を指導し、万一に備えて訓練すること。
 - ③ 事故等が発生した場合、十島村と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに事故の原因調査にあたること。
- (7) 個人情報保護に関すること。
- 個人情報保護の大切さを従業員に周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合の対策を講じること。
- (8) 情報公開に関すること。
- 管理業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めるとともに、閲覧等の請求があったときは、速やかに、これに応じること。
- (9) 業務報告に関すること。
- 毎年度終了後、60日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し提出すること。
- ① 管理業務の実施状況
 - ② 利用状況並びに利用拒否等の件数及びその理由
 - ③ 利用料金の収入状況
 - ④ 管理経費の收支状況
 - ⑤ その他管理実態を把握するために必要な事項
- (10) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること。
- ななしまにおいて、飲食物及び物品等の販売をする場合には、事前に十島村の許可を得ること。

5 指定管理料

- (1) 利用料金の1/2については、指定管理者の収入として保障する。

（令和4年度実績）

総売上 2,668,550円

$$\rightarrow 2,668,550\text{円} \times 1/2 = 1,334,275\text{円} \text{ (指定管理者収入)}$$

（令和5年度実績）

総売上 9,350,420円

$$\rightarrow 9,350,420\text{円} \times 1/2 = 4,675,210\text{円} \text{ (指定管理者収入)}$$

- (2) 指定管理料は概算払いとし、決算報告により精算行為を行なうものとする。

- (3) 指定管理料として予定されるものは次の表のとおり。

表の指定管理料については、指定管理料として、2回（均等）に分けて支払うも

のとする。

支払予定日 1回目：5月末、2回目：9月末

(指定管理料予定表)

指定管理料の算定基礎 総額 5,600,000 円	
<u>1 人件費 (本人負担分保険料を含む) 3,884,500 円</u>	
(1)	船長報酬 265,000 円/月×12 月=3,180,000 円
(2)	手当 704,500 円
	① 航海手当 1,000 円/回×90 回=90,000 円
	② 食糧費 (日帰り分) 1,300 円/日×65 日分=84,500 円
	③ 食糧費 (宿泊分) 6,000 円/日×85 日分=510,000 円
	④ ドック手当 1,000 円/日×20 日分=20,000 円
<u>2 労務費 658,000 円</u>	
(1)	臨時船員賃金 7,700 円/日×20 日=154,000 円
(2)	会計報酬等 504,000 円
<u>3 通信運搬費 253,000 円</u>	
(1)	船舶電話 21,000 円/月×12 月=252,000 円
(2)	電波利用料 1,000 円
<u>4 消耗品 100,000 円</u>	
(1)	甲板・機関保守部品、塵袋、トイレットペーパー 他 100,000 円
<u>5 保険料 (船員保険、厚生年金の 1/2 は船長負担) 676,000 円</u>	
(1)	船員保険 35,000 円/月×12 月×1/2=210,000 円
(2)	厚生年金 51,000 円/月×12 月×1/2=306,000 円
(3)	労働災害保険 100,000 円
(4)	船客傷害賠償責任保険 60,000 円
<u>6 雜費 28,500 円</u>	
(1)	健康診断 20,000 円
(2)	送金料 8,200 円
(3)	切手 300 円

6 立入検査

十島村は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実施について検査を行なう。

7 備品の所有権

- (1) 協定書締結時に指定管理者に貸付ける備品等については、十島村の所有とし、その使用及び保管は十分注意するものとする。
- (2) 協定書締結後に指定管理者が、自ら購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度、十島村に報告するものとする。
- (3) 十島村と指定管理者が、共同して購入した備品等については、十島村と指定管理者との間で協議する。

8 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は、業務の終了（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取消された場合を含む。）に際し、十島村又は十島村が指定するものに対し、引継ぎ等を行なわなければならない。
- (2) 協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うものとする。

9 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は十島村と協議し決定するものとする。

経費分担表

項目	内 容	負担者及び割合	
		十島村	指定管理者
1 周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		10
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、要望への対応		10
	上記以外	10	
2 法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	10	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		10
3 税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	10	
	一般的な税制変更		10
4 政治的、行政的理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	10	
5 不可抗力	不可抗力（地震、津波、落雷、争乱、暴動、噴火その他の村又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	10	
6 書類の誤り	仕様書等、村が責任を持つ書類の誤りによるもの	10	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		10
7 資金調達	経費の支払い遅延（村→指定管理者）によって生じた事由	10	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		10
8 施設・設備の 損傷	経年劣化によるもの（10万を超えないもの）		10
	経年劣化によるもの（10万を超える部分）	10	
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万を超えないもの）		10
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（10万を超える部分）	10	
	指定管理者の故意の過失及び責任によるもの		10
9 ドック	ドックに関する事項	10	
10 燃料	燃料の購入先の選定、代金の支払い。	10	
	燃料の手配（業者への給油連絡、燃料タンクの積み込み手配等）		10
11 保険	船体保険	10	
	船客傷害保険		10
12 交熱水費	水道料（料金が発生した場合）		10
13 人件費	（船長報酬、手当、保険料、補助船員賃金等）		10
14 電話料	船舶電話料		10
15 通信運搬費	燃料タンク輸送費及びその他貨物輸送費等		10
16 手数料	船員健康診断費		10
	臨時定員等、そのた申請手数料		10
17 消耗品	機械器具、トイレットペーパー、ゴミ袋その他運航に必要な消耗品費。ただし、指定管理者の負担は上限10万円とする。		10
18 委託費	無線局免許定期検査に関する事項	10	
19 報告物	国等への報告物の作成・提出 ※運航実績報告・航路損益計算書・事故件数報告・安全管理規定等		10
20 資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		10
	第3者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	10	
21 第3者への賠償	管理者としての過失（法律違反など）により損害を与えた場合		10
	上記以外の理由により損害を与えた場合	要協議	
22 セキュリティー	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		10
23 事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		10

注1 上記の塗り潰し部分に要すると思われる費用は、村から支払われる指定管理料に含むこととする。ただし、指定管理料の予算枠を超えたものについては、指定管理者が利用料収入等から補填するものとする。

注2 本航路の決算において、欠損額が生じた場合は、村と指定管理者で協議するものとする。

一般配置図(参考)

主要目

長さ	(全長)	約20.80m
長さ	(登録)	約17.70m
幅	(型)	約4.40m
深さ	(型)	約1.60m
喫水		約0.90m
総トン数		約19G.T.
主機	火力(航海)	540.9kW×2
速定	員	約25KT
航行区域		(臨時)
	旅客	12名
	船員	2名
	合計	26名
		2名
		28名
		沿海区域

